

民事裁判修習における最近の指導について

第1 民事裁判修習の指導理念・指導目標

民事裁判修習（以下「民裁修習」という。）の指導理念は、司法修習一般のそれと同様、法律実務家全体に最低限必要とされる基本的・汎用的能力の修得にある。そして、民裁修習における指導目標は、導入修習、分野別実務修習、集合修習を通じて、司法修習生に、①主張分析に関する基本的能力、②民事事実認定に関する基本的能力、③紛争解決に関する基本的能力を修得してもらうことにある。

民事裁判教官室（以下「民裁教官室」という。）としては、民裁修習の指導が上記の指導理念及び指導目標に適った内容となっているのかを不断に検証し、必要があれば時機を失せず改めていくものと考えている。以下、民裁教官室における最近の指導について概観する。

第2 主張分析・事実認定の最近の指導

1 主張分析の指導

民裁教官室としては、起案の採点に当たる民裁教官の実感や、実務庁の修習指導官の意見等を踏まえ、主張分析能力に課題を抱える司法修習生が少なくないと認識している。そのため、司法修習生の主張分析能力に関して更なる指導の充実を図ることが、当面の課題の一つとなっている。

民裁教官室では、起案の講評等において、司法修習生に対し、民事実体法の正確な理解に基づき要件事実を理解し、これを具体的事案で使いこなせるようにならなければ、事実認定の対象となる「争いのある主要事実」を正確に把握できないこと（主張分析と事実認定は、いわば「車の両輪」であること）を強調して伝えるなど、主張分析の指導目的の言語化を図ってきた。

また、過去において、個々の要件事実（いわゆる「小ブロック」）を摘示する起案をさせない時期もあったが、個々の要件事実が過不足なく満たされて初めて、請求原因や抗弁等の攻撃防御方法（いわゆる「大ブロック」）としての法的意義を有することになる以上、個々の要件事実を正確に記載させる指導は、民事実体法の正確な知識に対する理解を問うものとして重要である。そこで、民裁教官室での主張分析の指導において、第72期司法修習（平成30年11月開始）からは、具体的な事案を題材にした修習記録に基づき、個々の要件事実を正確に記載させる設問に改めている。この点については、指導に当たる側としては、個々の要件事実を正確に記載させることの上記の意義をよく理解し、司法研修所で

のみ通用するような「技術的・細目的な事実摘示の仕方」を良しとして司法修習生の起案を評価していないか、不断に検証する必要があることはいうまでもない。

2 事実認定の指導

民裁教官室としては、従来、①要証事実と関連性のある間接事実に着目すること、②その際には、時系列に沿って検討すると間接事実の「検討漏れ」を防ぎやすいことを強調してきた。「事例で考える民事事実認定」（平成25年9月発刊）でも、当事者の提示するストーリーと「動かし難い事実」との整合性を検討することを事実認定の最も確実な方法と位置付け（同書56頁）、また、時系列による検討手法を重視している。起案の講評等でも、要証事実が存在したとする時点を「当時」とし、その前後の時期をそれぞれ「事前」「事後」として、動かし難い事実を「事前の事情」「当時の事情」「事後の事情」に振り分けた上で、この順に事実を取り上げて解説してきた。

しかし、司法修習生の起案では、要証事実との関連性の程度を十分に検討することなく、修習記録から抽出できる事実を「動かし難い事実」として一つでも多く挙げることに腐心したり、いかなる事案でも「事前・当時・事後」との検討順序で起案したりするといった「硬直的」な思考をする司法修習生が少なからず見られるようになり、実務庁で指導に当たっている多くの裁判官からもその旨指摘されるようになった。

そこで、現在、民裁教官室では、結論の分かれ目となるような重要な間接事実を的確に指摘して、その間接事実の意味合いについて妥当な評価をすることを重視している。また、事実認定起案の構成としても、時系列による検討の有用性は踏まえつつ、「事前・当時・事後」という順序で常に論証する必要があるわけではない旨を司法修習生に明確に伝えるようにしている。さらに、起案の評価に当たっても、①妥当な結論を導く上で真に必要な事項が何かを検討し、その事項に関わる重要な間接事実を認定しているか、②認定した当該事実を正しく評価しているか、③最終的な結論を導く総合的な判断が説得的なものとなっているかといったことを重視して評価し、その裏返しとして、④事実の単なる拾い上げはもちろん、個々の事実の意味付けについても、要証事実との関連性が意識されていないようなものは、評価しないこととしている。

3 具体的な最近の取組

(1) 指導目的・内容の言語化

主張分析及び事実認定の各指導について、司法修習生に修得してもらいたい事項や民裁教官室の指導の目的・内容を記載した資料として、「民事裁判科目における主張分析の指導について」及び「民事裁判科目における事実認定の指導について」を作成し、第74期司法修習（令和3年3月開始）から、実務庁に対して指導目的・内容を発信することとした。各ペーパーについては、司法修習生にも配布し、民事裁判科目での指導の目的・内容について理解の定着を図っている。

(2) 自学自修用の教材の一層の充実

民裁教官室としては、司法修習生各自の自学自修を、1年という限られた修習期間で求

められる能力・技法を修得するのに極めて重要なものと位置付けており、最近、自学自修のための教材を一層充実させることに力を入れている。

まず、実際の訴訟に即して紛争類型ごとに要件事実を解説した教材として、従来から司法修習生に配布してきた「改訂 紛争類型別の要件事実」(平成18年9月発刊)について、令和3年2月から令和4年10月までにかけて、民法(債権関係)の改正に対応した改訂を行ったほか、同書になかった紛争類型(債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟及び請負関係訴訟の3つ)の解説を加え、第76期司法修習(令和4年11月開始)から、「**4訂 紛争類型別の要件事実**」(令和4年10月発刊)を配布している。また、「新問題研究 要件事実」(平成23年9月発刊)についても、民法(債権関係)の改正に対応した形で改訂し、第76期司法修習(令和4年11月開始)から、「**改訂 新問題研究要件事実**」(令和4年10月発刊)を配布している。

次に、第67期司法修習(平成25年11月開始)から配布してきた「事例で考える民事事実認定」について、争点整理手続における裁判官の心証形成過程等を踏まえて、民事事実認定の基本的な手法(とりわけ、「動かし難い事実」の内容及び位置付け)を整理する改訂を行い、第76期司法修習(令和4年11月開始)から、「**改訂 事例で考える民事事実認定**」(令和4年10月発刊)を配布している。また、同書を補う教材として、規範的要件に関する基本的な考え方を解説する「**規範的要件について**」を作成し、第76期司法修習(令和4年11月開始)から配布している。

そして、第74期司法修習(令和3年3月開始)から、自学自修用の模擬記録(学修用記録)、同記録に基づく実施要領(設問)並びに解答例及び簡単な解説を記載した「**学修用手引**」を配布し、第76期司法修習(令和4年11月開始)からは、合計5冊の学修用記録及びその学修用手引を配布している。中でも重要な点は、司法修習生に、事実認定起案において具体的事案に即してなすべきことのイメージをもってもらうため、学修用手引中に**事実認定起案の「検討例」**を掲載したことであり、事実認定起案の書き方が分からないという司法修習生には、学修用手引に掲載した「**検討例**」を参考にしてみるよう指導している。

さらに、第77期司法修習(令和6年3月開始)から、要件事実の自学自修用教材として、「**ユリイカ要件事実—基本編—**」及び「**ユリイカ要件事実—応用編—**」を作成して提供し、要件事実の基礎や要件事実を中核に据えた主張分析の基礎を確実に身に付けるよう指導している。

(3) 修習記録・設問の工夫

民裁教官室では、従来から、売買契約、消費貸借契約、賃貸借契約などの民法上の典型契約を扱う事案を修習記録の題材として多く扱ってきた。この種事案は、主張分析の基本的な事項を学修するのに適した題材であることから、現在もなお、修習記録の題材に取り上げることは少なくない。

その一方で、主張分析の指導に当たり、同じような事案ばかりを扱っていると、起案の

題材・設問ともにパターン化し、そのような題材を扱う教材を暗記すれば足りるとの誤解を司法修習生に与えかねない。そこで、民裁教官室では、できるだけ多様な題材を取り上げ、適切に主張分析の訓練ができるよう、工夫に努めているところである（**修習記録の題材の多様性の確保**）。例えば、譲渡担保契約や仮登記担保契約の成否が問題となるような事案や、説明義務が問題となるような事案など、基本的な法的知識は法科大学院等で学修済みであるが要件事実としてどのように整理するのか一考を要するような事案も修習記録の題材に用いている。

また、できるだけ多様な題材を修習記録として取り上げるだけでなく、設問のバリエーションを増やすことも重要である（**起案の設問の多様性の確保**）。従来から、実体法・要件事実の知識や理解をより実践的に使いこなす能力を身に付けるため、当事者双方の主張立証がまだまだ十分に整っていない争点整理段階における、現状の「見立て」や今後の「見通し」を裁判官の立場から検討させるといった設問も出題するよう努めている。また、第74期司法修習（令和3年3月開始）から、当該修習記録とは異なる主張や事実が付け足されたと仮定して、その点の主張分析に関する法的思考を問う設問を出題している。

このほか、主張分析のみならず事実認定の題材・設問の幅を広げる意味で、非定型的事案の一つの類型である、いわゆる規範的要件が問題となる事案なども修習記録として取り上げるようにしている。

第3 争点整理に力点を置いた指導

1 民裁修習において争点整理の指導に力点を置くことの意味合い

実際の民事訴訟において、争点整理（争点及び証拠の整理）が果たす役割は極めて大きい。その意味で、法律実務家の養成を目的とする司法修習の段階で、しっかり争点整理の重要性やその在り方を学修することに意義があることは当然といえる。

また、争点整理においては、①所期の法律効果を発生させるための法規範を適切に選択し（法律構成）、法律要件に該当する具体的事実（要件事実）を把握するための主張分析能力と、②証拠の信用性や間接事実の関連性の程度を評価して要証事実の存否を適切に判断するための事実認定能力の二つの能力を備えていることが前提となり、この二つの能力は、争点整理を要する「生きた事件」（進行中の事件）では、相互に関連して、かつ、動的に用いられる。争点整理がこのようなものであるとすると、争点整理の学修を通じて、司法修習生において、主張分析及び事実認定の基本的能力が涵養されるとともに、この二つの能力の実践的意義・機能についても得心できるはずである。その意味でも、争点整理に力点を置いて民裁修習での指導を行うことの意義は大きい。

2 争点整理の指導の方向性

従来から行われてきた争点整理に関するカリキュラムとして、①集合修習では、第65期司法修習（平成23年11月開始）から、「動的な法的分析」を司法修習生に体験させることを目的として、「民裁演習（争点整理）」のカリキュラムを行い、②第68期司法修習

(平成26年11月開始)から始まった導入修習では、「民事総合」のカリキュラムにおいて、争点整理手続のロールプレイを行う演習を行っている。さらに、③最近の民裁教官室では、⑦動的に展開する訴訟手続の中で主張立証の見立てや見通しを問うたり(前記第2の3(3))、④裁判官の実際の心証形成の過程を意識した「動かし難い事実」の用い方を説明したり(前記第2の3(2))するなど、争点整理を意識した指導を行っている。

民裁教官室における争点整理の指導の方向性としては、各実務庁における指導と民裁教官室における指導との役割分担(後記第4の1)を踏まえて、上記の指導上の工夫を充実したものとしていくとともに、争点整理に当たる裁判官の個々の訴訟指揮や訴訟代理人の個々の訴訟活動の意図や根拠を司法修習生が理解する助けとなる教材として、民事弁護教官室(以下「民弁教官室」という。)と協働して、具体的な事案(模擬記録)を素材にした争点整理教材(「対話で進める争点整理」)を作成した(令和5年7月発刊)。第77期司法修習(令和6年3月開始)の導入修習からは、同教材を用いて、争点整理の基礎に関する、民弁教官室との共同カリキュラムを実施している。

第4 関係各署との連携を踏まえた指導

1 実務庁との連携

民裁修習における司法修習生の指導に当たっては、実務庁と民裁教官室の「役割分担」の視点が大切である。司法修習生には、実務庁での指導においては、実際の「生きた事件」が争点整理で動いていくさまを見てもらうほか、裁判官が苦勞しながら真の争点に迫ろうとする姿や民事訴訟の醍醐味を体感してもらうのが相応しく、民裁教官室での指導においては、その前提となる基本的な知識・考え方を身に付けてもらうのが相応しい。

民裁教官室では、実務庁での指導と民裁教官室での指導がより充実したものとなるよう、司法修習生指導担当者協議会(以下「指担協」という。)を通じ、上記の「役割分担」についての認識が共有されるよう努めるとともに、その協議等において出された実務修習における指導の方法・内容について、「指導の工夫の一例」という資料にまとめ、これを実務庁で司法修習生の指導に当たっている裁判官に情報提供している。また、民裁教官室では、現在、指担協を通じて、民裁教官室の指導内容についての忌憚のない意見を聴取し、その聴取した意見を踏まえて指導内容の改善にも努めている(一つの具体例としては、指担協での意見を踏まえて、第75期司法修習(令和3年11月開始)の集合修習や第76期司法修習(令和4年11月開始)の導入修習では、「民裁起案」で民事訴訟手続に関する設問を出題した。)

2 民弁教官室との連携

導入修習及び集合修習において行われている民裁教官と民弁教官とのコラボレーション・カリキュラムは、司法修習生にとって、具体的な事案を通じて、法律実務家として共通して求められる能力・技法や、裁判官と原告・被告代理人の立場の違い等に基づく相違点などを実践的に認識し、法的問題に対する多様な視点を体感できる貴重な機会となって

いる。特に、導入修習でのカリキュラムは、分野別実務修習に入る前に司法修習生がそのような機会を持つ意義が大きい。

平成30年からは、各教官室の指導内容の一層の充実を図るべく、一方の教官室の教官による授業を他方の教官室の教官が視聴したり、各教官室で作成した修習記録を素材にして両教官室において、それぞれの指導内容につき定期的に意見交換を行ったりしている。そのような意見交換の成果の一つとして、両教官室において、「民事系科目における法的分析能力（主張分析能力）及び事実認定能力について」（共通点ペーパー）を作成し、第74期司法修習（令和3年3月開始）から、司法修習生に配布している。司法修習生は、司法研修所における民事系科目の修習が「民事裁判」と「民事弁護」の二つに分かれていることもあって、民事裁判と民事弁護で求められる能力が異なるものと考えがちであることから、共通点ペーパーにおいて、法的分析能力（主張分析能力）及び事実認定能力が民事系科目（民事裁判及び民事弁護）に共通して求められる能力であること及びその意義のほか、各科目における各能力の現れ方の違いを記載し、司法修習生の理解に資するよう配慮している。また、民裁教官室と民弁教官室では、導入修習・集合修習の初期に、司法修習生に対し、「民事系二科目の位置付け・狙いなど」と題する資料（カリキュラムの関係を用いて、当該修習における民事系科目のカリキュラムの全体像と、個々のカリキュラムの目的を説明し、各カリキュラムを受ける意義を司法修習生が理解しやすくなるよう努めている。

3 刑事裁判教官室との連携

民裁教官室では、最近、刑事裁判教官室との間で、争点整理（公判前整理手続と弁論準備手続）及び事実認定に関する意見交換を行い、それぞれの共通点・相違点について検討を始めている。それぞれの事実認定の手法や在り方の異同を正しく司法修習生に伝えることができれば、これまで以上に、司法修習生が事実認定に関する知識・技法を修得するのに資するものと思われる。

4 「5教官室連携」や法科大学院協会との連携

司法研修所では、現在、民事・刑事の垣根を超えて、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護の5教官室が連携して、一定数以上の司法修習生に見受けられる課題の把握に努め、その原因と考えられるところを検討して、指導内容の改善・充実を図っている。具体的には、5教官室の持ち回りで、各教官室における指導内容や指導上の課題を発表し、他の教官室との間で率直な意見交換を行っている。このような取組を通じ、法曹三者に共通する活動の本質は何かという視点も踏まえながら、司法研修所での指導の在り方について議論が重ねられており、民裁教官室としては、このような5教官室での意見交換を通じて、各教官室の指導方法等を指導の参考にしている。

また、司法研修所では、現在、法科大学院協会との間で、司法修習における指導内容と法科大学院における指導内容とを互いに紹介し、率直な意見交換を定期的に行っており、民裁教官室における指導内容を顧みる機会となっている。

以上

民事裁判修習における最近の指導について

民事裁判修習の指導理念・指導目標

主張分析に関する基本的能力の修得

民事事実認定に関する基本的能力の修得

紛争解決に関する基本的能力の修得

主張分析の最近の指導

「争いのある主要事実」を正確に把握するという主張分析の指導目的の言語化

請求原因や抗弁等の攻撃防御方法を構成する個々の要件事実を正確に記載させる指導

事実認定の最近の指導

妥当な結論を導く上で真に必要な事項が何かを検討しているか

当該事項に関わる重要な間接事実を認定しているか

認定した当該事実を正しく評価しているか

結論を導く総合的な判断が説得的なものか

事実の単なる拾い上げ等にとどまる起案は評価しない

具体的な最近の取組としては

指導目的・内容の言語化

「民事裁判科目における主張分析の指導について」の作成

「民事裁判科目における事実認定の指導について」の作成

自学自修用教材の充実

「類型別」「事例で考える」等の改訂

「ユリイカ要件事実」の配布

学修用記録（5冊）・手引の配布

手引中に「検討例」を掲載

修習記録・設問の工夫

修習記録の題材の多様性の確保（規範的要件、譲渡担保等）

起案の設問の多様性の確保（今後の見通しを問う設問等）

争点整理に力点を置いた指導

指導の意義

実際の民事訴訟における争点整理が果たす役割の重要性について学修

主張分析・事実認定の基本的能力の涵養、それらの能力の実践的意義・機能の理解の促進

指導の方向性

「民裁演習（争点整理）」カリ（65期集合～）

「民事総合」カリ（68期導入～、民弁とのコラボ）

さらに

主張立証の見通しを問う起案など争点整理を意識した指導

「対話で進める争点整理」を使用した民弁とのコラボカリ

実務庁との役割分担

関係各署との連携を踏まえた指導

実務庁との連携

民弁教官室との連携

刑裁教官室との連携

「5教官室連携」

LS協会との連携